

# 事務所通信 リソース

7月号 VOL. 37

## 税理士法人 中央総合会計

〒070-0037

旭川市7条通13丁目 59 番地 4

TEL : 0166-25-4131 0166-23-0010

FAX : 0166-25-4132 0166-23-7543

URL : <http://csk-i.com/>

E-mail : [cyuou@csk-i.com](mailto:cyuou@csk-i.com)



いつもお世話になります。

アメリカの有名大学が行った実験では、小さなことでも何か人のためにしたとき「時間に対する心の余裕」が増大したそうです。

早いもので今年も7月ですが、忙しくて時間がない日こそあえて誰かのために時間を使うと「心に余裕」が生まれ、さらにより良い仕事ができるかもしれませんね。

## 交通事故の損害賠償金などは非課税？

事業用の車で配達中に追突事故にあった場合、加害者側から治療費や慰謝料、損害賠償金などを受け取りましたが、これら受け取った損害賠償金などについて申告は必要なのでしょうか？

交通事故による損害賠償金などは、その内容によって非課税となるものと、事業収入として申告しなければならぬものに分かれます。

具体的には、事故による負傷（けが）の支払いを受ける治療費や慰謝料、また働けないことによる収益の補償をする損害賠償金などは、非課税となります。

治療費として受け取った金額は、医療費を補てんするものであるため、医療費控除を受ける場合は支払った医療費の金額から差し引きます。しかし、その医療費を補てんしなお余りがある場合、他の医療費から差し引く必要はありません。

また、事故により使えなくなった商品についての損害賠償金は、収入金額に代わる性質を持つため非課税とならず、事業の収入金額として申告が必要になります。

見舞金についての取り扱いですが、見舞金は、社会通念上それにふさわしい金額については非課税となります。なお、収入金額に代わる性質を持つものなどは非課税所得から除かれます。

このように交通事故による損害賠償金などは、その内容により取り扱いが異なります。



## 【「トクホ」で清涼飲料市場が熱い！】

特定保健用食品（トクホ）の『メッツ コーラ』が登場して1年、対抗馬の『ペプシスペシャル』も発売されてトクホのコーラは大ヒット中です。

健康を意識するビジネスマンや、ダイエット中の女性からの支持も得て炭酸飲料全体の売上をけん引しています。コンビニや自動販売機だけではなく、安くて種類も豊富なスーパーやドラッグストアで、ケース買いするリピーターも急増中。

コーラ以外にもトクホの飲料水は数多く、炭酸飲料市場はシェア争いの熱い夏になりそうです。



## 【ただ闇雲に数字を追うと飽きてくる】

メタボなお腹を気にしているある男性が、毎日 30 分のウォーキングを始めました。

3週間ほど続けたところで周囲から「痩せたね」と言われるようになり、あと5キロ体重を落とそうと気合いを入れ直した途端、なかなか体重が減らない停滞期がやってきました。彼は体重計に乗るたびに「また今日も減っていない」とガッカリして、結局1ヶ月半ほどでウォーキングをやめてしまったそうです。

「体重が減らないからウォーキングがつまらなくなった」その気持ちはよくわかります。

ただ数字だけを追っていると、いずれは飽きてしまうでしょう。目標を立てるときは、具体的な数字を示した「数値目標」が望ましいと言われます。目標値が明確であれば評価が可能になり、達成感を得やすいからです。

しかし、数値目標が目先の数字を追いかけるだけのゲームになってしまったら、数字を達成できたときは満足できても結果が出ないときには粘り抜けません。

思うように進まなくても飽きずに努力を続けていくには、数値目標の先に「何か」が必要です。

「何か」とは、いわゆるイメージです。先ほどの男性ならメタボが解消されて体調が良くなり、

さらには痩せてスーツが似合うようになった自分を「最近〇〇さん素敵になったわね」と女子社員がうわさして、おおいに自尊心をくすぐられる。そこまでのイメージをしっかり描いていたなら目先の数字ではなく、そのイメージを追い続けてもう少し頑張れたかもしれません。例えば社員が個人の数値目標を立てるとき、その数字が会社から一方的に与えられた売上目標のようなものであれば、ウォーキングの男性と同じことが起こるでしょう。

売上目標はもちろん大事ですが、数字の根拠となるイメージはもっと重要です。売上目標という数字の先にあるビジョンを社員がイメージできる工夫をしているかどうか——。せつかく目標を立てるのなら闇雲に数字を追うのではなく、経営者も社員もワクワクするような楽しいビジョンを共有しようではありませんか。



## 【朝の掃除などは労働時間に含まれますか？】

**Q:** 従業員 30 名の会社で、総務を担当しています。数名いる事務職の女性社員は、始業前に事務所の掃除や社員へのお茶出しをしています。これまで特に不満が出たことはないのですが、この春入社した新人から「これも労働時間に含まれるのではないのでしょうか？」との質問がありました。いかがなものでしょうか。

**A:** 始業前にオフィスの掃除やお茶出しをさせる企業は珍しくありませんが、それが上司からの指示や当番制によるなど強制力を伴うものであれば、黙示的な業務命令があるとみなされます。

当然、労働時間の中に含まれますし女性に限っていること自体、大きな問題です。労働時間の中で掃除をさせたいのであれば、専門の担当者を雇用するほうが人件費的に見て効率的かもしれません。

今や所定労働時間内でいかに生産性を上げるかが企業の競争力となる時代であり、始業前や終業後に行われていた打ち合わせや勉強会も定時内に取り込み、短時間で成果を上げるように取り組む企業が増えてきました。

ただし、自分たちの働く職場を清潔に保つという目的意識で、全員による清掃活動を社内風土としている企業も多く、こうした活動は従業員の自主性によるものだと日頃から周知することが必要です。

